

学位論文に係る評価の基準

令和 2 年 2 月 7 日
工学研究科長裁定

岐阜大学大学院工学研究科における課程博士および論文博士の学位論文は、以下のすべての基準を満たしていなければならない。

1. 研究の目的が明確な問題意識に基いており、工学的あるいは社会的に意義をもつものであること。
2. 研究が当該分野において新規性と独創性を持つこと。
3. 明解で論理的な構成がとられており、先行研究あるいは関連研究に対する適切な引用・評価が行われていること。
4. 研究目的に沿った科学的な方法による研究であり、研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含むものであること。
5. 研究結果が当該分野の学術の進展や社会に貢献することが期待できること。
6. 研究倫理に関する諸規定や実験実施上の諸規定を遵守していること。必要な場合には、関連する倫理委員会等の審査を受け、その委員会の承認を受けたものであることが論文に示されていること。
7. 専攻が定める数以上の論文を査読付きの学術誌に公表（掲載決定を含む）していること。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

学位論文の基礎となる学術論文に関する判定基準

平成 21 年 3 月 23 日
工 学 研 究 科 長 裁 定

岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項第 4 及び岐阜大学大学院工学研究科における論文申請による博士の学位に関する取扱要項第 6 の規定に基づき提出する学位論文の基礎となる学術論文についての判定基準は、次のとおりとする。

専 攻	課 程 博 士 (甲)	論 文 博 士 (乙)
工学専攻	学術誌に 2 編以上。	学術誌に 5 編以上。そのうち 3 編以上が学位論文の内容を構成していること。
国際連携統合機械 工学専攻 (IITG - JD専攻)	学術誌に 2 編以上。	
国際連携材料科学 工学専攻 (UKM - JD専攻)	学術誌に 2 編以上。	

- (注) 1 学術誌はすべて査読付きのものとし、学位申請書提出時までに掲載、又は、掲載が決定しているものであること。
2 学術誌として認めるかどうかの判断は、予備審査委員会及び審査委員会が行う。
3 予備審査委員会及び審査委員会は、学位論文の基礎となる学術論文に、博士課程入学までに掲載された学術論文のうち、学位論文に関連のある 1 編を含めることの判断を行うものとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 平成 23 年 9 月 30 日以前に入学した学生にかかる基準については、改正後の基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 29 年 12 月 6 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入学した学生及び論文博士(乙)として平成 31 年 3 月 31 日以前に論文審査を受理された者にかかる基準については、改正後の基準にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜大学大学院工学研究科における課程申請による博士の学位に関する取扱要項

平成16年 4月 1日
工 学 研 究 科 長 裁 定

第1章 総則

(趣旨)

第1 岐阜大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における課程申請による博士（工学）及び博士（学術）（以下「博士」という。）の学位に関する取扱いは、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則（以下「学位規則」という。）及び岐阜大学大学院工学研究科規程に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義等)

第2 この要項において「課程申請者」とは、学位規則第3条第1項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

2 博士課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち退学し（以下「単位修得退学」という。）、退学した日の翌日から1年以内に学位授与の可否の審議を終了することが可能な場合は、前項の「課程申請者」として取扱う。

第2章 学位論文提出資格等

(学位論文の提出資格)

第3 学位論文を提出することのできる者は、学位取得時に博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得（修得見込みを含む。）した者で、指導教員により、必要な研究指導が終了し、学位論文をまとめることができた者とする。

2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定にかかわらず、1年以上（博士前期課程又は修士課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあってはその期間を含めて3年以上）とする。

第3の2 第3第2項に規定する特に優れた研究業績を上げた者の要件は別に定める。

第3章 予備審査

(予備審査願の提出)

第4 課程申請者は、学位授与の申請に先立って、研究科長が定めた期日までに予備審査願（別紙様式第1号）に次の書類を添付のうえ、指導教員の承認を経て研究科長に提出し、別に定める基準の確認について事前の審査（以下「予備審査」という。）を受けるものとする。なお、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻及び岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻における課程申請者は、ディサテーションシノプシスレビューにおいて岐阜大学と連携大学の教員から構成される学生指導委員会による予備審査を受けるものとする。

一 学位論文の草稿 3部

二 履歴書（別紙様式第2-1号） 1部

三 論文内容の要旨（別紙様式第3-1号） 1部

四 論文目録（別紙様式第4-1号）及び発表論文別刷 各1部

五 博士（工学）学位授与短縮申請書（別紙様式第10号） 1部（特に優れた研究業績を上げた者に限る）

(予備審査委員会の設置)

第5 研究科長は、予備審査の願出を受理した場合には、論文の予備審査を行うため、予備審査委員会を設置するものとする。

(予備審査の申請時期)

第6 課程申請者が第4の書類を提出して予備審査を求める時期は、原則として学位授与申請時期の2箇月前とし、その期限は、研究科長が定める。

(予備審査委員会委員の構成)

第7 予備審査委員会は、指導教員及び指導教員が選定する研究科内の博士課程の研究指導を担当できる資格を有する教授又は准教授（以下「担当資格教員」という。）2人以上の

合計3人以上により構成する。

(予備審査委員会委員の選出)

第8 研究科長は、指導教員から提出のあった予備審査委員名簿（別紙様式第5号）に基づき、大学院専攻会議の意見を聴いて予備審査委員を任命する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、予備審査委員会に副指導教員及び必要な近接分野の教授又は准教授を加えることができる。

(予備審査委員会委員長)

第9 予備審査委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、第7に規定する者のうち、論文の内容に対応する 担当資格教員をもって充てる。

(予備審査委員会の任務)

第10 予備審査委員会は、提出された書類を確認し、論文提出の可否について判定するものとする。

2 予備審査委員会が第4第5号に規定する博士（工学）学位授与短縮申請書の提出があった者について、特に優れた研究業績を上げた者と判定する場合、委員長は、当該専攻長（以下「専攻長」という。）へ専攻内での判定の確認を依頼するものとする。

(予備審査の結果の報告)

第11 委員長は、予備審査終了後、その結果を予備審査結果報告書（別紙様式第6号）に記載し、研究科長に報告するものとする。

(専攻長の報告)

第12 第10第2項で依頼を受けた専攻長は、博士課程在籍者の修業年限短縮に関する申合せの規定により専攻内で判定の確認を経た上で、修業年限の短縮の適否を研究科長に報告する。

(予備審査結果の通知)

第13 研究科長は、委員長の報告及び専攻長の報告（修業年限の短縮が適と判定された場合のみ必要）に基づき大学院専攻会議の意見を聴いて、論文提出の可否を決定する。

2 研究科長は、予備審査結果通知書（別紙様式第7号）により当該予備審査申請者にその結果を通知するとともに、提出された書類を返却する。

第4章 学位論文審査

(学位論文等の提出)

第14 第13第2項により、論文提出を認められた予備審査申請者は、次の各号に掲げる書類を研究科長を経て学長に提出しなければならない。

一 学位申請書（別紙様式第8号）（甲） 1部

二 履歴書（別紙様式第2-2号） 1部

三 論文目録（別紙様式第4-2号） 1部

四 学位論文（仮製本） 3部

五 発表論文別刷（掲載決定のものは、掲載決定が確認できる書類を添付すること。）
各1部

六 論文提出同意書（別紙様式第9-1号） 1部

七 岐阜大学機関リポジトリによる公表同意書（別紙様式第9-2号） 1部

八 論文内容の要旨（別紙様式第3-2号） 1部

九 学位論文の岐阜大学機関リポジトリによる公表申請書（別紙様式第11号）

十 論文題目名変更届（別紙様式第12号）（予備審査結果により論文題目を変更する場合のみ） 1部

(学位論文等の公表)

第14の2 学位論文等のインターネット利用による公表は、岐阜大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を利用するものとする。

(学位授与の申請時期)

第15 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、学位申請書等を提出する時期は、12月の所定の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、課程申請者が博士後期課程に3年を超えて在学している場合、特に優れた研究業績を上げ所定の期間在学している場合、又は単位修得退学した場合は、原則として3月、6月又は9月の所定の期間にも、学位授与の申請をすることができる。

3 秋季入学者の学位授与の申請時期は、第1項中「12月」を「6月」と、前項中「3月、6月又は9月」を「9月、12月又は3月」と読み替えて同項を適用する。

(審査委員会の設置)

第16 研究科委員会は、学長から付託された論文審査等を実施するため、次の各号に掲げる書類により学位論文申請資格の確認をし、承認した場合は、速やかに審査委員会を設置する。

一 論文目録(別紙様式第4-2号)

二 論文内容の要旨(別紙様式第3-2号)

(審査委員会の審査委員)

第17 審査委員会は、主査1人、副査2人以上をもって構成する。

2 主査は、研究指導担当資格を有し、原則として、主指導教員以外の教授又は准教授から選出する。

3 副査は、担当資格教員から選出する。

4 本研究科において適任者が得られない場合には、他研究科又は他の大学院若しくは研究機関の教員等を主査又は副査とすることができる。

5 研究科委員会は、申請者ごとに専攻長から提出のあった学位論文審査委員候補者推薦書(別紙様式第13号)に基づき、主査及び副査を選出する。

6 専攻長は、学位論文審査委員候補者推薦書を提出する際、第4項に規定する教員等を含む場合には、当該候補者の研究歴を含む学位論文審査委員候補者略歴調書(別紙様式第14号)を添付するものとする。

7 第4項に規定する教員等の資格審査は、岐阜大学大学院工学研究科博士課程担当教員の資格審査に関する申合せ第5の規定に準ずるものとする。

(学位論文公聴会)

第18 審査委員会は、学位論文公聴会を開催するものとし、主査はその司会者となる。

2 主査は、学位論文公聴会の開催日程等を定め、副査及び課程申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前に公示するものとする。

(論文審査等の実施)

第19 審査委員会は、論文審査と最終試験を実施し、評価は合又は否で表し、合を合格とし否を不合格とする。

(論文審査等の結果の報告)

第20 主査は、論文審査等が終了した後、審査委員の確認を得て、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨(別紙様式第15号)を研究科委員会に提出するものとする。

(学位授与の審議及び議決)

第21 研究科委員会は、主査による審査結果の報告及び論文目録に基づき、課程申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

(学位授与等)

第22 学位授与の認定は、3月、6月、9月及び12月に行うものとする。

第5章 雑則

(学位論文等の提出)

第23 学位審査を仮製本の学位論文で受けた者は、審査終了後1か月以内に次の各号に掲げるものを工学部事務部へ提出するものとする。

一 製本した審査学位論文 2部

二 学位論文(PDF/A形式)

三 論文内容要旨(PDF/A形式)

四 論文審査の結果の要旨(PDF/A形式)

五 論文題目名変更届（別紙様式第12号）（審査結果により論文題目を変更する場合のみ） 1部

2 岐阜大学図書館は、前項の規定により提出のあった次の各号に掲げる書類等を所定の期日までに機関リポジトリにより公表する。

一 学位論文（PDF/A形式）

二 論文内容要旨（PDF/A形式）

三 論文審査の結果の要旨（PDF/A形式）

3 第1項の規定により提出された製本した審査学位論文は岐阜大学図書館及び工学研究科において保存するものとする。

（公表保留の申請）

第24 学位授与後の学位論文を機関リポジトリにより公表ができないやむを得ない事由がある者は、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

一 学位論文の岐阜大学機関リポジトリへの公表保留申請書（別紙様式16号） 1部

二 学位論文の要約（別紙様式17号） 1部

三 学位論文の岐阜大学機関リポジトリによる公表申請書（別紙様式第11号）

（学位論文等の提出時に提出した別紙様式第11号を変更する場合のみ） 1部

四 製本した審査学位論文 1部

（公表保留の承認）

第25 研究科委員会は第24の申請に基づき、学位規則第22条第2項に定めるやむを得ない事由による公表保留の可否について審議する。

2 前項の審査を可とした場合、研究科長は第24に定める書類等及び論文審査の結果の要旨（PDF形式）を学長に提出するものとする。

（公表保留事由消滅）

第26 第25により学位論文の機関リポジトリによる公表を保留した学位取得者は、保留の事由が消滅した場合は、学位論文の岐阜大学機関リポジトリへの公表保留事由消滅報告書（別紙様式18号）を1部、研究科長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年5月18日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年5月18日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成25年6月1日から実施する。

2 平成24年度以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の第23の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成24年度以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の第24の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 5 月 18 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 6 年 6 月 19 日から実施する。

13. 岐阜大学大学院工学研究科における論文申請による博士の学位に関する取扱要項

平成21年 3 月 4 日
工 学 研 究 科 長 裁 定

第1章 総則

(趣旨)

第1 岐阜大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における論文申請による博士（工学）（以下「博士」という。）の学位に関する取扱いは、岐阜大学大学院学則及び岐阜大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義等)

第2 この要項において「論文申請者」とは、学位規則第3条第2項の規定に基づき、本研究科に在学せず博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

第2章 学位論文提出資格等

(学位論文の提出資格)

第3 学位論文を提出することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 二 大学院の博士前期課程（修士課程）を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- 四 その他研究科委員会が認めた者

(研究歴の定義)

第4 第3第2号及び第3号の研究歴は、次の各号の期間とし、通算することができる。

- 一 大学（外国の大学を含む。）の職員として教育又は研究に従事した期間
- 二 研究機関（研究科委員会が認めるものに限る。）の研究員等として研究に従事した期間
- 三 大学院研究科（外国の大学院を含む。）において在学した期間
- 四 大学において指導教員の指導の下に研究生として研究に従事した期間
- 五 その他研究科委員会が認める研究に従事した期間

(世話専攻及び世話教員)

第5 論文申請者は、論文の内容と関係の深い学問領域を包括する専攻（以下「世話専攻」という。）と世話専攻内において論文の内容に関係ある研究指導を担当できる資格を有する教授又は准教授（以下「世話教員」という。）を定め、学位授与の申請に関し、世話教員の指導を受けなければならない。

第3章 予備審査

(予備審査願の提出)

第6 論文申請者は、学位授与の申請に先立ち、予備審査願（別紙様式第1号）に次の書類を添付のうえ、世話教員の承認を経て研究科長に提出し、別に定める基準の確認及び資格について研究科内予備審査を受けるものとする。

- 一 学位論文の草稿 3部
- 二 履歴書(別紙様式第2-1号) 1部
- 三 最終学歴に関する卒業（修了）証明書等 1部
- 四 論文内容の要旨(別紙様式第3-1号) 1部
- 五 論文目録(別紙様式第4-1号)及び発表論文別刷 各1部

(予備審査委員会の設置)

第7 研究科長は、予備審査の願出を受理した場合には、論文の予備審査を行うため、予備審査委員会を設置するものとする。

(予備審査の申請時期)

第8 論文申請者が第6の書類を提出して予備審査を求める時期は、原則として学位授与申請時期の2箇月前とし、その期限は、研究科長が別に定める。

(予備審査委員会の構成)

第9 予備審査委員会は、世話教員及び研究指導を 担当できる資格を有する教授又は准教授（以下「担当資格教員」という。）2人以上の合計3人以上により構成する。

(予備審査委員会委員の選出)

第10 研究科長は、世話教員から提出のあった予備審査委員名簿（別紙様式第5号）に基づき、予備審査委員を選定する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、予備審査委員会に必要な近接分野の教授又は准教授を加えることができる。

(予備審査委員会委員長)

第11 予備審査委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、論文の内容に対応する担当資格教員をもって充てる。

(予備審査委員会の任務)

第12 予備審査委員会は、提出された書類について確認し、論文提出の可否について判定するものとする。

(予備審査結果の報告)

第13 委員長は、予備審査終了後、その結果を予備審査結果報告書（別紙様式第6号）に記載し、研究科長に報告するものとする。

(予備審査結果の通知)

第14 研究科長は、予備審査委員会委員長の報告に基づき、大学院専攻会議の意見を聴いて、論文提出の可否を決定する。

2 研究科長は、予備審査結果通知書（別紙様式第7号）により当該予備審査申請者にその結果を通知するとともに、提出された書類を返却する。

第4章 学位論文審査

(学位論文等の提出)

第15 第14第2項により、論文提出を認められた予備審査申請者は、次の各号に掲げる書類を世話教員の確認及び世話専攻長の承認を受けて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

一 学位申請書（別紙様式第8号）（乙） 1部

二 履歴書（別紙様式第2-2号） 1部

三 最終学歴に関する卒業（修了）証明書等 1部

四 論文目録（別紙様式第4-2号） 1部

五 学位論文（仮製本） 3部

六 発表論文別刷 各1部

七 論文提出同意書（別紙様式第9-1号） 1部

八 岐阜大学機関リポジトリによる公表同意書（別紙様式第9-2号） 1部

九 論文内容の要旨（別紙様式第3-2号） 1部

十 学位論文の岐阜大学機関リポジトリによる公表申請書（別紙様式11号）

十一 論文題目名変更届（別紙様式第12号）（予備審査結果により論文題目を変更する場合のみ） 1部

(学位論文等の公表)

第15の2 学位論文等のインターネット利用による公表は、岐阜大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）を利用するものとする。

(学位授与の申請時期)

第16 論文申請者が学位申請書等を提出する時期は、3月、6月、9月及び12月の所定の期間とする。

(審査委員会の設置)

第17 研究科委員会は、学長から付託された論文審査等を実施するため、次の各号に掲げる書類により学位論文申請資格の確認をし、承認した場合は、速やかに審査委員会を設置する。

- 一 履歴書（別紙様式第 2－2 号）
 - 二 論文目録（別紙様式第 4－2 号）
 - 三 論文内容の要旨（別紙様式第 3－2 号）
- （審査委員会の審査委員）

第 18 審査委員会は、主査 1 人、副査 2 人以上をもって構成する。

- 2 主査は、原則として世話教員以外の担当資格教員から選出する。
- 3 副査は、担当資格教員から選出する。
- 4 審査上必要と認めた場合には、他研究科又は他の大学院若しくは研究機関の教員等を主査又は副査とすることができる。
- 5 研究科委員会は、申請者ごとに専攻長から提出のあった学位論文審査委員候補者推薦書（別紙様式第 1 3 号）に基づき、主査及び副査を選出する。
- 6 専攻長は、学位論文審査委員候補者推薦書を提出する際、第 4 項に規定する教員等を含む場合には、当該候補者の研究歴を含む学位論文審査委員候補者略歴調書（別紙様式第 1 4 号）を添付するものとする。

（学位論文公聴会）

第 19 審査委員会は、学位論文公聴会を開催するものとし、主査はその司会者となる。

- 2 主査は、学位論文公聴会の開催日程等を定め、副査及び論文申請者に通知するとともに、原則として開催日の 1 週間前に公示するものとする。

（論文審査等の実施）

第 20 審査委員会は、論文審査と学力の確認を実施し、評価は合又は否で表し、合を合格とし否を不合格とする。

- 2 学力の確認（博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すること）は、次の方法による。

- 一 論文の内容に関連のある世話専攻の主要科目について、研究能力の有無を判定するため、口頭又は筆答による試問を行う。
- 二 外国語については、英語について行い、専門の学術研究を行うに十分な教養の有無を判定するため、口頭又は筆答による試問を行う。

ただし、審査委員会が必要と認めた場合は、英語に代えて日本語について行うことができる。

- 3 審査委員会は、学位授与の可否に関する意見をまとめ、論文審査等を終了するものとする。

（学力の確認の免除）

第 21 本研究科の博士課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が 退学時から 3 年以内に学位を申請するときは、学力の確認を免除することができる。

（論文審査等の結果の報告）

第 22 主査は、論文審査等が終了した後、審査委員の確認を得て、論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨（別紙様式第 1 5 号）を研究科委員会に提出するものとする。

（学位授与の審議及び議決）

第 23 研究科委員会は、主査による審査結果の報告及び論文目録に基づき、論文申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

（学位授与等）

第 24 学位授与の認定は、3 月、6 月、9 月及び 12 月に行うものとする。

第 5 章 雑則

（学位論文等の提出）

第 25 学位審査を仮製本の学位論文で受けたものは、審査終了後 1 か月以内に次の各号に掲げるものを工学部事務部へ提出するものとする。

- 一 製本した審査学位論文 2 部
- 二 学位論文（PDF/A 形式）
- 三 論文内容要旨（PDF/A 形式）

四 論文審査の結果の要旨 (PDF/A 形式)

五 論文題目名変更届 (別紙様式第 1 2 号) (審査結果により論文題目を変更する場合のみ) 1 部

2 岐阜大学図書館は、前項の規定により提出のあった次の各号に掲げる書類等を所定の期日までに機関リポジトリにより公表する。

一 学位論文 (PDF/A 形式)

二 論文内容要旨 (PDF/A 形式)

三 論文審査の結果の要旨 (PDF/A 形式) 2 第 1 項の規定により提出された製本した審査学位論文は岐阜大学図書館及び工学研究科において保存するものとする。

(公表保留の申請)

第 2 6 学位授与後の学位論文を機関リポジトリにより公表ができないやむを得ない事由がある者は、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

一 学位論文の岐阜大学機関リポジトリへの公表保留申請書 (別紙様式 1 6 号) 1 部

二 学位論文の要約 (別紙様式 1 7 号) 1 部

三 学位論文の岐阜大学機関リポジトリによる公表申請書 (別紙様式第 1 1 号) (学位論文等の提出時に提出した別紙様式第 1 1 号を変更する場合のみ) 1 部

四 製本した審査学位論文 1 部

(公表保留の承認)

第 2 7 研究科委員会は第 2 6 の申請に基づき、学位規則第 2 2 条第 2 項に定めるやむを得ない事由による公表保留の可否について審議する。

2 前項の審査を可とした場合、研究科長は第 2 6 に定める書類等及び論文審査の結果の要旨 (PDF 形式) を学長に提出するものとする。

(公表保留事由消滅)

第 2 8 第 2 7 により学位論文の機関リポジトリによる公表を保留した学位取得者は、保留の自由が消滅した場合は、学位論文の岐阜大学機関リポジトリへの公表保留事由消滅報告書 (別紙様式 1 8 号) を 1 部、研究科長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成 2 5 年 6 月 1 日から実施する。

2 平成 2 4 年度以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の第 2 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 2 4 年度以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の第 2 6 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成 2 5 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 5 月 1 8 日から実施する。

○岐阜大学大学院工学研究科規程

(平成 19 年 9 月 12 日規程第 92 号)

改正	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 10 日	平成 21 年 10 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 10 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 7 月 13 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 1 月 16 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 28 年 5 月 11 日	平成 28 年 7 月 11 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学工学部規則第 50 号
	令和 2 年 3 月 30 日規程第 30 号	令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 154 号
	令和 4 年 3 月 23 日岐大規程第 68 号	令和 5 年 3 月 24 日岐大規程第 62 号
	令和 6 年 3 月 21 日岐大規程第 57 号	

(趣旨)

第 1 条 岐阜大学大学院工学研究科(以下「本研究科」という。)における教育に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則(平成 19 年岐阜大学規則第 51 号)及び岐阜大学学位規則(平成 16 年岐阜大学規則第 117 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 削除

(教育研究上の目的の公表等)

第 3 条 本研究科及び専攻は、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 人材の養成、教育研究上の目的及びその公表等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 4 条 本研究科は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(教育プログラム)

第 5 条 本研究科にグローバルリーダーとして活躍できる人材を育成するため、英語による実践的な教育を行うアドバンスド・グローバル・プログラム(以下「AGP」という。)を置き、工学専攻において実施する。

2 本研究科に高度な専門知識と問題解決能力を備え、国内外で即戦的に活躍できる土木リーダーを育成するため、アジアと日本の共発展を目指すグローバル土木リーダープログラムを置き、工学専攻において実施する。

3 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業時間)

第5条の2 本研究科における授業は、前学期を第1ターム及び第2タームに、後学期を第3ターム及び第4タームに分けて実施する。

(授業科目及び単位数)

第6条 本研究科の工学専攻（AGPを除く。）における授業科目、単位数及び配当時期は、別表第1-1のとおりとする。

2 AGPにおける授業科目及び単位数及び配当時期は、別表第1-2のとおりとする。

3 岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（以下「国際連携統合機械工学専攻」という。）における授業科目、単位数及び配当時期は、別表第1-3のとおりとする。

4 岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（以下「国際連携材料科学工学専攻」という。）における授業科目、単位数及び配当時期は、別表第1-4のとおりとする。

(授業及び研究の指導)

第7条 本研究科における授業及び研究の指導は、工学部並びに本研究科の教育内容と関連のある他の学部、研究科、研究施設及び共同教育研究支援施設に所属する教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授に授業及び研究の指導を担当させることができる。

2 本研究科における研究の指導のため指導教員を置き、本研究科に係るそれぞれの課程の研究指導の資格を有する教員とする。

3 工学専攻における研究指導は、学生1名につき、主指導教員1名及び副指導教員2名以上により行うものとする。

4 国際連携統合機械工学専攻及び国際連携材料科学工学専攻における研究指導は、学生1名につき、主指導教員1名及び副指導教員1名により行うものとする。ただし、研究科長が必要と認める場合は、副指導教員を2名とすることができる

5 指導教員の指名その他必要な事項は、別に定める。

(履修等申請)

第8条 学生は、履修又は聴講を希望する授業科目について、当該学生を主に指導する教授等（以下「主指導教授等」という。）の承認を得て、所定の期日までに申請を行わなければならない。

(修得単位等)

第9条 工学専攻の学生は、別表第2-1に定めるところにより、必要単位数を修得しなければならない。

2 国際連携統合機械工学専攻の学生は、別表第2-2に定めるところにより、必要単位数を修得しなければならない。

- 3 国際連携材料科学工学専攻の学生は、別表第2-3定めるところにより、必要単位数を修得しなければならない。

(本研究科の他の専攻等の授業科目の履修)

第10条 学生は、主指導教授等の指導により本研究科の他の専攻若しくは他の研究科の専攻又は学部の専門教育に関する授業科目を履修しようとするときは、その所属する専攻を経て、研究科長に申し出なければならない。

- 2 学生が主指導教授等の指導により他大学の大学院又は外国の大学院等の授業科目を履修しようとするときは、前項の規定を準用する。

- 3 研究科長は、前2項の規定により履修した授業科目の修得単位(学部の授業科目の修得単位を除く。)を、当該授業科目が別表第1-1から別表第1-4までの科目群の項に掲げられているものとみなし、第9条に規定する単位として認めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第11条 本研究科の学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に関する基準及び明示方法等並びに授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画の明示方法等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第12条 本研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施方法等は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則第41条に定めるもののほか、別に定める。

(授業科目の成績)

第14条 授業科目の成績は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(定期試験)

第15条 定期試験を実施する授業科目、日時等は、あらかじめ公示する。

- 2 定期試験を受けることのできる授業科目は、当該授業科目(再履修を含む。)を履修した学期のその授業科目の授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により、成績の判定のできる授業科目については、定期試験を省略することができる。

(追試験)

第16条 授業科目担当教員は、病気その他やむを得ない理由により試験日に欠席した学生の当該授業科目については、1回に限り追試験を行うことができる。この場合、病気の理由により欠席した学生は、医師診断書を、その他の理由により欠席した学生は、その理由書を添え、追試験の受験を当該授業科目担当教員に願い出なければならない。

(再試験)

第 17 条 試験の結果が不合格と判定された授業科目については、当該授業科目担当教員の承認を得て、再試験を受けることができる。

(追試験及び再試験の実施期日)

第 18 条 前 2 条に規定する追試験又は再試験の実施期日は、当該授業科目担当教員が定めるものとする。

(単位修得の認定)

第 19 条 単位修得の認定は、第 14 条に規定する授業科目の成績の判定に基づき、研究科長が行う。

(転専攻)

第 19 条の 2 学生が本研究科の他の専攻に転専攻しようとするときは、所属専攻に願い出て、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により転専攻する場合に、その学生の既に修得した授業科目及びその単位数の認定は、その転専攻を受け入れる専攻が審査し、教務委員会の意見を聴いて、研究科長が行う。

3 前 2 項に規定するもののほか、転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査基準)

第 19 条の 3 学位論文は、論文内容の独創性、有用性及び信頼性等の観点から審査し、博士の学位にふさわしいものを合格とする。

第 20 条及び第 21 条 削除

(修了要件)

第 22 条 本研究科の修了要件は、3 年以上在学し、第 9 条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げた学生の在学期間については、1 年以上在学すれば足りる。

第 23 条から第 26 条まで 削除

(学位論文の提出及び審査)

第 27 条 学位論文を提出することのできる者は、所定の授業科目及び単位を修得した学生又は学位論文の審査終了時までに修得見込みの学生とする。

2 前項に定めるもののほか、学位論文の提出、審査の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 平成 18 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 19 年 9 月 30 日に授業及び研究の指導を担当している講師については、第 7 条の規定にかかわらず、引き続き授業及び研究の指導を担当することができる。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修得必要単位については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度に入学した学生に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 10 日)

この規程は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日)

この規程は平成 21 年 10 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学者から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。ただし、産業牽引型イノベーション創出若手人材養成コースの開講科目に限り、平成 22 年 10 月 1 日現在博士後期課程に在学している者にも適用する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 7 月 13 日)

この規程は、平成 23 年 7 月 13 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び授業科目の成績については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 1 月 16 日)

この規程は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び授業科目の成績については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した者に係る授業科目については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 11 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 11 日)

この規程は、平成 28 年 7 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 4(第 6 条関係)中、環境エネルギーシステム専攻の演習科目「凝縮光物性演習」及び「凝縮電子光子材料工学演習」にあつては平成 29 年度以降に入学した学生についても適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学工学部規則第 50 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規程第 30 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した者については、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 154 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び単位数は、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日岐大規程第 68 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び単位数は、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 1-1（第 6 条関係）及び別表 1-2（第 6 条関係）中、「ロボット技術社会実装特論 Social Implementation of Robot Technology」，「途上国開発特論 I Civil Engineering and Policies for Developing Countries I」，「途上国開発特論 II Civil Engineering and Policies for Developing Countries I I」，「グローバル人材育成セミナー GLOCAL Leaders Seminar」及び「グローバル研究インターンシップ Global Research Internship」は、令和 3 年度以降に入学した学生より適用する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日岐大規程第 62 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び単位数は、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 1-1（第 6 条関係）及び別表 1-2（第 6 条関係）中、「自動運転におけるセンシング技術 Sensing Technology in Autonomous Driving Vehicles」, 「多変量時系列解析 Multivariate Time Series Analysis」及び「組合せ数理とアルゴリズム特論 Advanced Combinatorial Theory and Algorithms」は、令和 4 年度以降に入学した学生より適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 21 日岐大規程第 57 号)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生に係る授業科目及び単位数は、改正後の岐阜大学大学院工学研究科規程（以下「規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、規程別表第 1-1（第 6 条関係）及び別表 1-2（第 6 条関係）中、「計算量子化学特論 Advanced Computational and Quantum Chemistry」は、令和 5 年度以降に入学した学生より適用する。

別表第 1-1(第 6 条関係)

[別紙参照]

別表第 1-2(第 6 条関係)

[別紙参照]

別表第 1-3(第 6 条関係)

[別紙参照]

別表第 1-4(第 6 条関係)

[別紙参照]

別表第 2-1(第 9 条関係, 第 22 条関係, 第 27 条関係)

[別紙参照]

別表第 2-2(第 9 条関係, 第 22 条関係, 第 27 条関係)

[別紙参照]

別表第 2－3 (第 9 条関係, 第 22 条関係, 第 27 条関係)

[別紙参照]